

保護者各位

感染症の対応について

向春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

当塾では、生徒・講師の生命の安全と健康維持を第一と考えております。そのため感染状況に留意し、以下の内容に沿って判断いたします。

○教室休校の判断について

1. お通いの学校が休校(学年・学級閉鎖)となった場合、通塾を自粛していただきます。また、地域の公的機関の要請に従い、該当地域の教室を休校にする場合がございます。
2. 講師自身が感染症を危惧される場合には教室を休校といたします。

○通塾再開の判断について

上記1の場合→お子様の通われている、もしくは近隣の小学校・中学校等の休校が解除された段階で、通塾を再開して下さい。

上記2の場合→公的機関、医療機関と相談の上、再開いたします(再開時の連絡方法等は休校の連絡の際にお伝えします)。

○小・中学校の休校(学年・学級閉鎖) 状況等によっては、塾での振替授業が実施できない場合も考えられますが、お子様方の健康を第一に考えての措置となりますので、ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

●今後の対応について●

① 情報発信

休校および模擬試験等の中止に関する最新の情報は、教室のHP上の【インフォメーション】欄に随時掲載しますので、引き続きご確認くださいようお願いします。

尚、【インフォメーション】欄に掲載した以外の教室の授業等は予定通り行います。

② 予防措置

通塾の際にはマスクの着用をお願いします。また、学校やご家庭及び外出先でのアルコール消毒・手洗い・うがい等を徹底して下さい。

③ ご家庭へのご依頼

予防接種は必ずお受けになられて下さい。

積極的に手洗い・うがいを行うなど予防の徹底と通塾前のお子様の体調チェックをお願いします。万が一お子様ご本人、もしくはご家族に感染の疑いが生じた場合は地域の相談窓口・保健所・学校の他、お手数ですが通われている教室への連絡もお願いします。感染時から快復するまでに1～2週間程度かかりますので、その間は通学・通塾を自粛していただき、必ず医師の登校許可を受けた後、通学・通塾を再開して下さい。また、感染症登校許可証明書も通塾の際には当塾まで持参して下さい。

上記の内容においてご不明な点がございましたら教室までご連絡ください。

随時、状況に応じて適切な対応を致します。教室のHP上でもご確認くださいようにご協力お願いします。

「感染症登校許可証明証」「感染症罹患・登校届」について

当塾では、予防すべき感染症として、下記疾病と診断された児童(生徒)は、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで出席停止とさせていただきます。つきましては、医師の登校許可をうけた後、診断された疾病により、下記の通り感染症登校許可証明書又は感染症罹患・登校届を通塾の際には当塾に持参して下さい。

A 感染症登校許可証明書 ― 医師による記入・証明が必要です。

対象疾病

- ①百日咳
- ②麻疹
- ③ウイルス性肝炎
- ④流行性耳下腺炎
- ⑤風疹
- ⑥水痘
- ⑦咽頭結膜熱
- ⑧流行性角結膜炎
- ⑨急性出血性結膜炎
- ⑩溶連菌感染症

B 感染症罹患・登校届 ― 医師の指示を受け、保護者の方にご記入いただく用紙です。

対象疾病

- ①インフルエンザ
- ②感染性胃腸炎（ノロウイルス等）
- ③マイコプラズマ感染症
- ④その他